

## 令和2年度公共用水域測定結果について（報告）

岩手県、国土交通省及び盛岡市は、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

- 生活環境項目のうち、水質汚濁の代表的指標である BOD（河川）及び COD（湖沼及び海域）の環境基準達成率は、96.5%（令和元年度は 98.2%）であり、全国平均（88.8%）を上回りました。
- 健康項目は 92 地点で測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

### 1 岩手県内の測定水域数及び地点数

岩手県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）について、151 水域 261 地点で水質を測定しました。

### 2 岩手県内の水質調査結果の概要

#### (1) 生活環境項目<sup>※1</sup>

	指標	達成率 (%)
BOD <sup>※2</sup> ・COD <sup>※3</sup>	（水質汚濁の指標）	96.5
全窒素・全燐	（富栄養化の指標）	80.0
全亜鉛・ノニルフェノール・LAS	（水生生物の保全に係る指標）	100

#### (2) 健康項目<sup>※4</sup>

測定を行った全ての地点において環境基準を達成しました。

#### (3) 要監視項目<sup>※5</sup>

測定を行った全ての地点について指針値を達成しました。

### 3 今後の対応

今後も計画的に調査を実施するとともに、関係機関等と連携し、県内の水質の維持を図ります。

#### ※1 生活環境項目

公共用水域に係る環境基準のうち、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定された項目（BOD、COD等13項目）

#### ※2 BOD（生物化学的酸素要求量）

生活環境項目の一つ。河川について水域類型ごとに1mg/L以下～10mg/L以下の基準値が設定されている。有機物による汚濁のおおよその目安として使われ、水の有機物汚濁が進むほどその値は大きくなる。

#### ※3 COD（化学的酸素要求量）

生活環境項目の一つ。湖沼及び海域について水域類型ごとに1mg/L以下～8mg/L以下の基準値が設定されている。BODと同様に、有機物による汚濁のおおよその目安として使われ、水の有機物汚濁が進むほどその値は大きくなる。

#### ※4 健康項目

公共用水域に係る環境基準のうち、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目（カドミウム、砒素等27項目）

#### ※5 要監視項目

環境における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目にせず、引き続き知見の集積に努めるべきと位置づけられている項目（全マンガン等31項目）

【参考】

1 生活環境項目

表 1 BOD (COD) の環境基準の達成状況

類 型	河 川		湖 沼		海 域		全 水 域	
	当てはめ 水域数	達 成 水域数						
AA	29	28	0	0			29	28
A	59	59	9	6	15	15	83	80
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	3	3	0	0	0	0	3	3
計	91	90	9	6	15	15	115	111
達成率	98.9%		66.7%		100%		96.5%	

※ 県際水域は単県のみで集計。

※ 河川は北上川(1) (盛岡市、AA類型)、湖沼は湯田ダム貯水池 (西和賀町、A類型)、田瀬ダム貯水池 (遠野市、A類型) 及び世増ダム貯水池 (軽米町、A類型) が環境基準未達成。

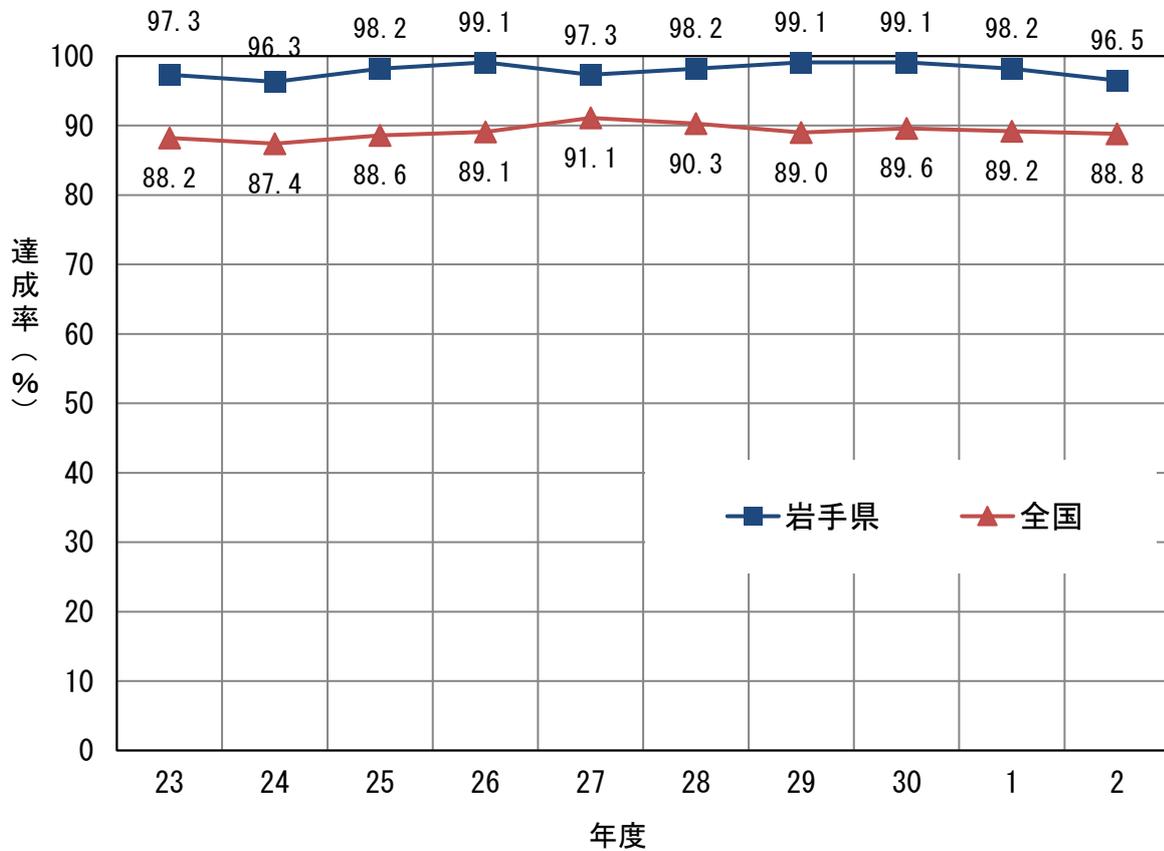


図 1 BOD (COD) の環境基準達成率の推移

表 2 全窒素・全磷の環境基準の達成状況

類 型	湖 沼		海 域		全 水 域	
	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数
I	0	0	0	0	0	0
II	3	2	8	7	11	9
III	4	3	0	0	4	3
計	7	5	8	7	15	12
達成率	71.4%		87.5%		80.0%	

※ 湖沼は全磷、海域は全窒素・全磷の環境基準達成の状況。

※ 湖沼は豊沢ダム貯水池（花巻市、II類型）及び世増ダム貯水池（軽米町、III類型）、海域は大船渡湾（甲）（大船渡市、II類型）が環境基準未達成。

表 3 水生生物の生息状況の適応性に関する環境基準の達成状況

類 型	河 川		湖 沼		全 水 域	
	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数	当てはめ 水域数	達 成 水域数
生物 A	72	72	9	9	81	81
計	72	72	9	9	81	81
達成率	100%		100%		100%	

※ 測定項目は全亜鉛、ニルフェール及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸）。

## (2) 健康項目

表 4 健康項目の調査結果

項 目	令和2年度		令和元年度		
	調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数	調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数	
カドミウム	工場の下流、鉱床地帯等で測定	44	0	49	0
全シアン	工場の下流等で測定	27	0	30	0
鉛	工場の下流、鉱床地帯等で測定	50	0	54	0
六価クロム	工場の下流等で測定	28	0	31	0
砒素	工場の下流、鉱床地帯等で測定	52	0	55	1
総水銀	工場の下流、鉱床地帯等で測定	37	0	41	0
アルキル水銀	工場の下流等で測定	17	0	21	0
PCB	工場の下流等で測定	18	0	21	0
ジクロロメタン	【有機塩素化合物】 工場の下流等で測定	54	0	58	0
四塩化炭素		53	0	57	0
1,2-ジクロロエタン		53	0	57	0
1,1-ジクロロエチレン		53	0	57	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		53	0	57	0
1,1,1-トリクロロエタン		53	0	57	0
1,1,2-トリクロロエタン		53	0	57	0
トリクロロエチレン		53	0	57	0
テトラクロロエチレン		53	0	57	0
1,3-ジクロロプロペン		【農薬】 農業地帯、ゴルフ場 の下流で測定	32	0	33
チウラム	33		0	34	0
シマジン	32		0	33	0
チオベンカルブ	32		0	33	0
ベンゼン	工場の下流等で測定	29	0	32	0
セレン	主要河川で測定	25	0	28	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	主要河川で測定	26	0	29	0
ふっ素	工場の下流等で測定	29	0	29	0
ほう素	主要河川で測定	41	0	41	0
1,4-ジオキサン	工場の下流等で測定	24	0	22	0
計		実数 92	実数 0	実数 97	実数 1

## (3) 要監視項目

表 5 要監視項目の調査結果

項 目	調 査 地 点 数	検 出 地 点 数	指 針 値 超 過 地 点 数	
クロロホルム	15	0	0	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	15	0	0	
1,2-ジクロロプロパン	15	0	0	
p-ジクロロベンゼン	15	0	0	
イソキサチオン	10	0	0	
ダイアジノン	10	0	0	
フェニトロチオン	10	0	0	
イソプロチオラン	10	0	0	
オキシシン銅	10	0	0	
クロロタロニル	10	0	0	
プロピザミド	10	0	0	
E P N	10	0	0	
ジクロロボス	10	0	0	
フェノブカルブ	10	0	0	
イプロベンホス	10	0	0	
クロルニトロフェン	10	0	-	
トルエン	工場の下流等で測定	4	0	0
キシレン	工場の下流等で測定	5	0	0
フタル酸ジエチルヘキシル	主要河川で測定	4	0	0
ニッケル	工場の下流等で測定	12	2	-
モリブデン	主要河川で測定	6	0	0
アンチモン	主要河川で測定	8	0	0
塩化ビニルモノマー	工場の下流等で測定	5	0	0
エピクロロヒドリン	工場の下流等で測定	5	0	0
全マンガン	工場の下流等で測定	12	11	0
ウラン	工場の下流等で測定	4	1	0
フェノール	工場の下流等で測定	6	0	0
ホルムアルデヒド	工場の下流等で測定	7	0	0
4-t-オクチルフェノール	工場の下流等で測定	3	0	0
アニリン	工場の下流等で測定	3	0	0
2,4-ジクロロフェノール	工場の下流等で測定	3	0	0